別記様式第14（第14条の２関係）

［略］

設計認証
特定設計認証申請書

年　月　日

原子力規制委員会　殿（注３）

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

［略］

［略］

放射性同位元素装備機器	［略］		
	性	［略］	
	能	遮　蔽（注17）	
手数料の納付方法（注18）	（原子力規制委員会に申請する場合） イ　収入印紙による納付 ロ　納入告知書による納付 （登録認証機関に申請する場合） ハ　登録認証機関の定める方法による納付		

注　１　［略］

２　削除

［３～17　略］

18　原子力規制委員会に申請する場合、手数料は収入印紙又は納入告知書により納付すること。収入印紙により納付する場合は、イを○で囲み、所定の金額の収入印紙をこの申請書の左上に消印せずに貼り付けること。納入告知書により納付する場合は、ロを○で囲み、歳入徴収官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官が送付する納入告知書の指示に従うこと。登録認証機関に申請する場合は、ハを○で囲み、当該登録認証機関の設計認証業務規程に定めるところによる料金を当該登録認証機関に納付すること。

別記様式第14（第14条の２関係）

［同上］

設計認証
特定設計認証申請書

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。（注２）

年　月　日

原子力規制委員会　殿（注３）

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

［同上］

［同上］

放射性同位元素装備機器	［同上］		
	性	［同上］	
	能	遮　蔽（注17）	

注　１　［同上］

２　「正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録認証機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録認証機関の設計認証業務規程に定めるところによる料金を当該登録認証機関に納付すること。

［３～17　同上］

［加える。］